2014年９月２日

大阪府大阪自動車税事務所長

　　　　　　山本　宏　様 大阪府職員労働組合府税支部大阪分会

 分会長代理　長宗　昇

**職場環境等の充実整備にかかる要求書**

大阪自動車税事務所に勤務する職員の勤務労働条件の向上及び府民サービスの向上、健康で働き続けられる職場環境の整備充実をめざすため、下記の事項を速やかに実現することを要求します。

1,分会とのよき労使慣行を遵守すること。また、労働条件等にかかわる業務の変更等については、事前に分会と協議し、協議が整わない場合は実施しないこと。

2,時差勤務を廃止し、勤務時間を拘束8時間とするよう関係機関に働きかけること。

3,賃金および退職金のカットを直ちに中止すること。

4,税務手当については、日額支給を改め、税務職俸給表の適用、もしくは調整額に移行すること。また、府税事務所で働くすべての職員に支給すること。

5,再任用職員の労働条件を抜本的に改善すること。

　①給与・一時金の人件費削減を復元するとともに増額すること。

　②地共済加入を可能にすること。また、人間ドック受診に補助金制度を創設すること。

6,自動車税全件引継は、必要な人員を配置せず強行されており、職員の労働条件を大きく損なうとともに、画一的・強権的滞納整理につながる恐れがあることから、大幅な定数増を行うなど労働条件の改善をはかること。

7,「税収確保対策」を口実とした労働強化・管理強化は行わないこと。また「税収確保重点月間」等での時間外勤務を強要しないこと。

8,納税業務用の携帯電話を貸与するなど、出張業務に伴う自己負担を発生させないよう措置を講ずること。

9,長時間の通勤を解消するなど実質的な労働時間の短縮をはかること。

10,VDT作業における職員の健康管理体制の充実と作業環境の整備を行うこと。また、VDT特別健康診断の充実と全員受診体制を確立すること。

11,1階女子トイレについては、洗面スペースが狭いため拡充すること。

12,課税課・管理課に働く職員の健康を保持するため給湯設備を設置すること。また、課税課に暖房用等の電源を確保・整備すること。

13,空調稼働時までの間においても、温度設定など快適な職場環境にすること。

　**以下の事項について要望します。**

1,事務所再編後の業務実態を検証するとともに、業務量に見合った人員を確保すること。また、納税者の権利と利便性を保障すること。一貫した業務執行体制の確立と専門性の向上を基本に市内自動車税徴収の集中化を抜本的に見直すこと。

　①課税課においては、再編前の協議が業務運営に生かされておらず、業務配分など見直しを行い、職場の矛盾を解消すること。

　②納税課の繁忙時対策については、事前に分会と協議し実施すること。

2,産休・病休・退職等で欠員が生じた場合は、勤務労働条件に大きな影響を与えることから、速やかに正職員を補充すること。

3,職員の労働条件や個人情報保護に密接に関連することを踏まえ、税務業務の民間委託を直ちに撤回すること。また、根拠がなく削減した人員を回復し、府民に信頼される公正・公平な税務行政を確立すること。

　①府税コールセンターの民間委託を中止し再検討すること。また、権限がない電話催告業務及び夜間休日の催告業務は直ちに中止すること。

　②分室の窓口業務の民間委託は中止すること。

　③委託労働者を犠牲にする委託業務の一般競争入札を改めること。

　④同一職場に勤務する非常勤職員の労働条件を抜本的に改善すること。また、賃金・労働条件の底上げを行うため公契約条例を早期に制定すること。

4,新人事評価制度は、職員の資質向上に繋がっていないことは、職員アンケートでも明らかになっています。職場に混乱と矛盾を持ち込んでいる「相対評価」と賃金リンクを撤回すること。

　①「チャレンジシート」と期初・期中面談は廃止すること。

　②評価基準など評価制度の説明責任を果たすこと。

　③評価結果を全面開示すること。

　④当局が関与しない第3者機関による「不服申し立て制度」を設置すること。

　⑤「確認事項」を遵守すること。

5,通勤手当の認定については、経済性だけでなく、合理性・利便性を考慮し認定すること。

6,分煙は社会的な大きな流れになっており、分煙室のスペースを確保し設置すること。

7,電話機を一人一台設置し、ナンバーディスプレイ機能を付加すること。

8,納税相談に来所した府民が執務室を通過するという2階のレイアウトを改修すること。

9,職場の業務運営については、職員の意見を十分反映したものにすること。

10,必要な備品や消耗品は速やかに購入すること。